

○これまでの動向

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）の制定以降、「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年以降順次改定）などにより、官民連携による施設整備・運営を積極的に推進。

○第208回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日）

新たな官民連携を進めるにあたっては、公共施設の運営を民間に任せるコンセッションの一層の活用、ベンチャー・フィランソロフィーによるNPOや社会的企業への支援、社会的インパクト投資など、民による公的機能の補完も重要な論点です。

○第5回経済財政諮問会議における岸田内閣総理大臣ご発言（令和4年4月27日）

（前略）中でも、民間の創意工夫を活用するPPP/PFIは、新しい資本主義における新たな官民連携の取組の柱となるもの。スタジアム・アリーナや文化芸術施設など、新たな分野へのPFIの対象拡大を図るとともに、できるだけ多くの自治体に取組を促すよう、牧島大臣を中心に、PFIを推進するための新しい「アクションプラン」を策定していただきたい。

○PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)(令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)（抜粋）

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

(2) 重点分野と目標

ii) 各重点分野における取組

⑦大学施設

令和4年3月末時点で、事業を開始している案件が1件ある。令和8年度までに5件の具体化を目標として以下の施策等に取り組む。〈文部科学省〉

・収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等の可能性を検討するため、ニーズ調査を実施し積極的な検討の促進を図る。さらに、導入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助などを通じて、国立大学法人等を支援する。（令和4年度開始）〈文部科学省〉

・国立大学法人等に対する施設整備補助の交付に際し、一定規模を超える新築・改築事業については、原則としてPFIの実施を要件化し、当初予算による割賦払いを通じて計画的整備を支援する。（令和4年度開始）〈文部科学省〉

国立大学法人等におけるPFI事業への対応方針について

- 国立大学等施設において、施設整備費補助金を財源として実施する一定規模を超える新築・改築事業については、令和6年度当初予算の要求事業よりPFIによる整備を原則とし、当初予算による割賦払いを通じて計画的に整備

対象事業

具体的な対象事業は以下のとおりとし、段階的にPFI事業の取組を推進

- ・新築・改築事業（施設整備費補助金20億円以上の規模の事業）
PFI事業の実施を原則とし、VFM調査等の実施によりVFMの発現が確認できた事業についてはPFIによる整備を実施
- ・新築・改築事業（施設整備費補助金10億円～20億円未満の規模の事業）
サウンディング等の実施によりPFI事業への事業者の参入が見込まれる場合、VFM調査等の実施によりVFMの発現が確認できた事業についてはPFIによる整備を実施

※改修事業（国土強靱化を含む）、基幹環境整備等は要件化の対象からは除外

国立大学法人等におけるPFI事業への対応方針について

○ PFI対象事業のフロー図（国立大学法人施設整備費補助金（国費）を活用する場合）

